

The page features three large, light blue, 3D-style circles of varying sizes. The largest circle is at the top right, a medium one is in the middle right, and the smallest is at the bottom right. Thin blue lines connect the top-left corners of these circles, forming a triangular shape that frames the text on the left side of the page.

## 朝霞市介護予防・日常生活支援総合事業

朝霞市現行相当サービス及びサービス A に係る指定申請方法、基準及び報酬等

朝霞市長寿はつらつ課

## 目次

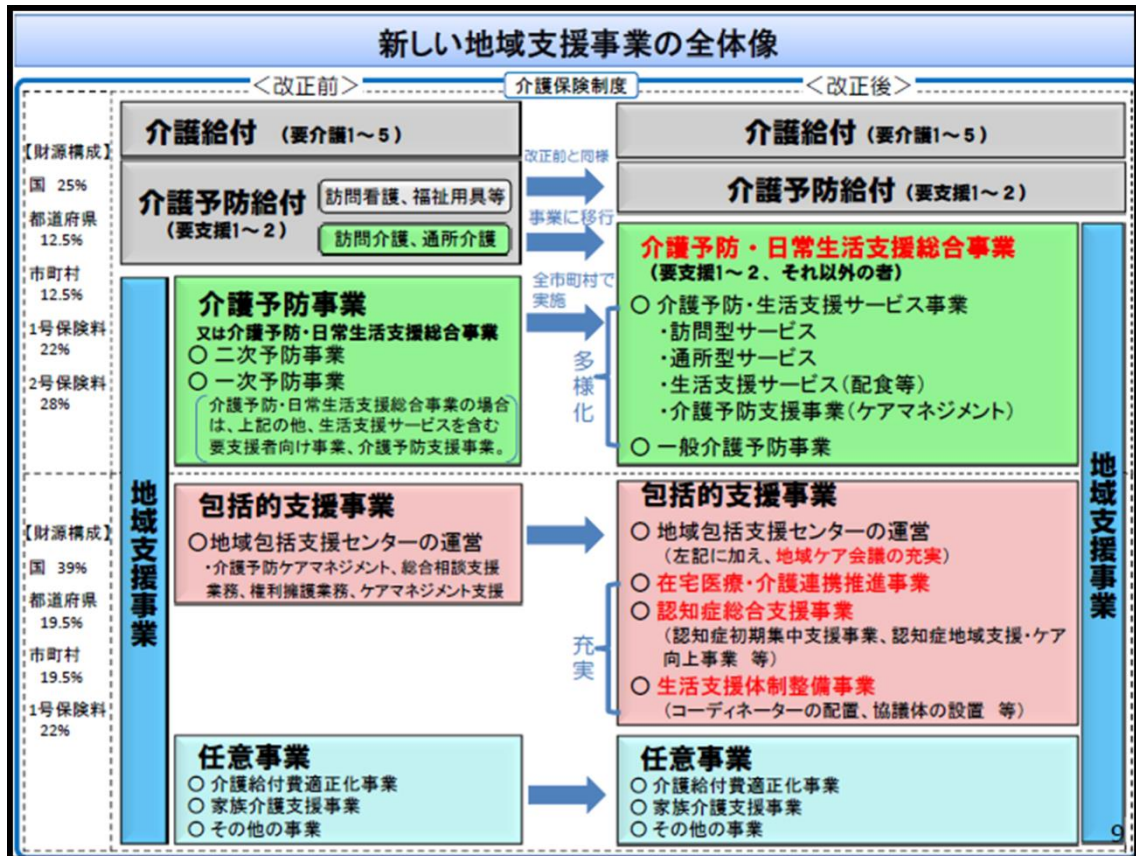
---

---

<b>1</b>	<b>地域支援事業改正の趣旨（制度改正の趣旨）</b>	<b>P 2</b>
<b>2</b>	<b>朝霞市介護予防・日常生活総合事業（総合事業）の構成</b>	<b>P 3</b>
<b>3</b>	<b>すでに要支援認定を受けている方の総合事業への移行</b>	<b>P 4</b>
<b>4</b>	<b><u>訪問型サービス（第1号訪問事業）</u></b>	
(1)	訪問型サービスの類型	P 7
(2)	平成29年4月以降の訪問型サービスの基準	P 8
(3)	訪問型サービスの報酬	P 9
<b>5</b>	<b><u>通所型サービス（第1号通所事業）</u></b>	
(1)	通所型サービスの類型	P13
(2)	平成29年4月以降の通所型サービスの基準	P14
(3)	通所型サービスの報酬	P15
<b>6</b>	<b><u>現行相当サービス及びサービスAその他留意事項</u></b>	<b>P19</b>
<b>7</b>	<b><u>事業所の指定について</u></b>	<b>P20</b>
(1)	現行相当サービスの指定	
(2)	サービスAの指定	
<b>8</b>	<b><u>事業所ごとの指定手続き</u></b>	
(1)	訪問介護相当サービスの指定手続き	P21
(2)	通所介護相当サービスの指定手続き	P22
(3)	訪問型（通所型）サービスAの指定	P24
(4)	指定申請及び届出の書式	P24
(5)	指定申請・届出の提出方法及び期限	P24
<b>9</b>	<b><u>給付と一体的に実施する場合における給付の基準緩和</u></b>	<b>P25</b>
<b>10</b>	<b><u>定款・運営指定及び契約事務について</u></b>	<b>P28</b>

# 1 地域支援事業改正の趣旨（制度改正の趣旨）

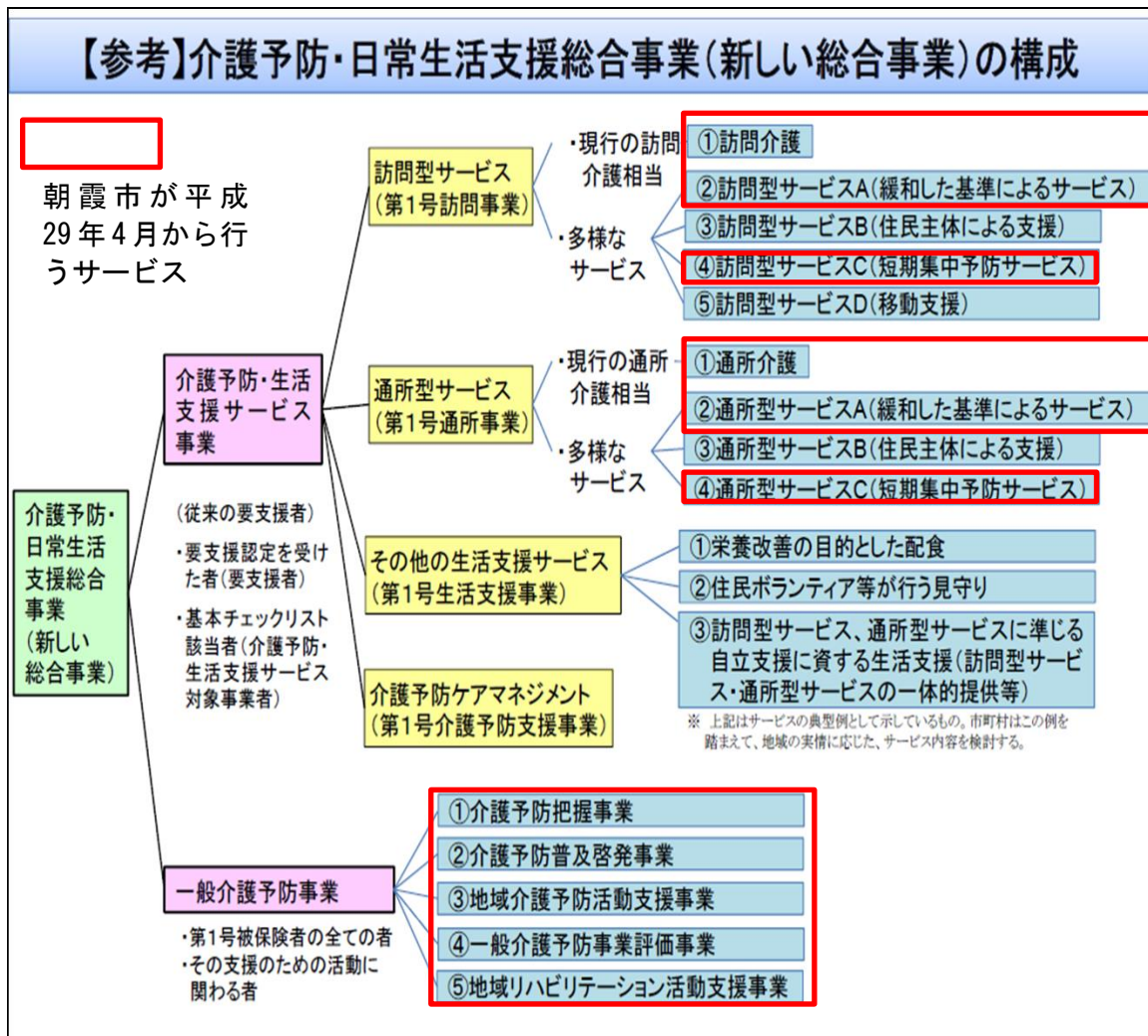
予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）に移行します。既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援します。



## 2 朝霞市介護予・日常生活支援総合事業（総合事業）の構成

総合事業は、旧介護予防訪問（通所）介護から移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」（介護保険法に基づく第1号事業）と、全ての第1号被保険者等が対象になる「一般介護予防事業」から構成されます。

本資料でご案内するのは訪問型サービスである「現行の訪問介護相当」「訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）」通所型サービスである「現行の通所介護相当」「通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）」になります。



### 3 すでに要支援認定を受けている方の総合事業への移行

すでに要支援認定（要支援1・2）を受けている場合、朝霞市の総合事業には移行期間（平成29年度中）があります。認定有効期間が満了した方から総合事業の対象者として移行します。したがって、平成29年度中は予防給付の方と総合事業の方が混在する形になります。

例)

①認定有効期間が3月満了の方（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

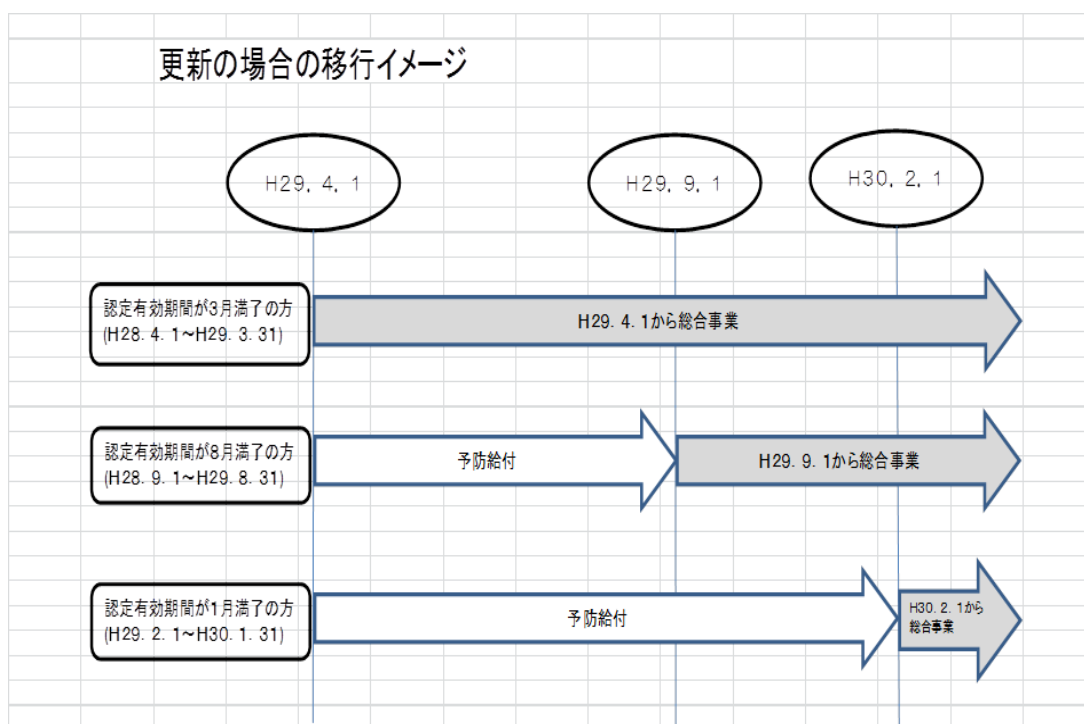
⇒平成29年4月1日から総合事業の対象者

②認定有効期間が8月満了の方（平成28年9月1日～平成29年8月31日）

⇒平成29年9月1日から総合事業の対象者

③認定有効期間が1月満了の方（平成28年2月1日～平成30年1月31日）

⇒平成30年2月1日から総合事業の対象者



※次ページ (P5～6) は要支援認定の有効期間満了時に送付されるチラシです。

# 要支援1・2で介護認定の有効期間が満了となる皆様へ

平成29年  
4月から

## ～介護予防・日常生活支援総合事業のご案内～（介護保険制度が変わります）

介護予防・日常生活支援総合事業《総合事業》は、65歳以上のすべての方を対象とした、市が行う介護予防事業です。すべての市民のみならず、いつまでも、元気に生き生きとした生活をおくるために介護の状態になることの“予防”はもとより、介護などの支援が必要な状態になっても豊かで自立した尊厳ある生活をおくるために、新しく始まる総合事業をご活用ください。

### 総合事業

65歳以上のすべての人  
一般介護予防事業

要支援1・2／事業対象者  
介護予防・生活支援サービス事業

### 総合事業の概要

総合事業は、要支援1・2と認定された方と、基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方《事業対象者》が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。

### ① 介護予防・生活支援サービス事業

現在、要支援1・2の介護認定を受け利用している介護保険のサービスのうち、訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）の2つのサービスは、市が実施する多様な訪問型・通所型サービスとなります。（事業対象者も利用することができます。）

【現行】

介護サービス（要介護1～5）

介護予防サービス（要支援1・2）

福祉用具貸与、訪問看護、  
通所リハビリテーションなど

訪問介護・通所介護  
（ホームヘルプ・デイサービス）

4月1日から変わります

変更なし

変更なし

【4月1日から】

介護サービス（要介護1～5）

介護予防サービス（要支援1・2）

福祉用具貸与、訪問看護、  
通所リハビリテーションなど

介護予防・生活支援サービス事業  
（要支援1・2、事業対象者）

訪問型サービス【裏面へ】  
通所型サービス【裏面へ】

基本チェックリスト  
（事業対象者）

現在の皆様は  
こちら

### ② 一般介護予防事業

65歳以上のすべての方を対象とした、筋力向上トレーニング教室や栄養改善指導、介護予防の講演会・教室などを行います。



## 介護予防・生活支援サービス事業で利用できるサービス

要支援1・2の方と事業対象者の方は、以下のサービスを利用することができます。  
事業対象者の支給限度額は、要支援1の方と同じです。



### 【訪問型サービス】

訪問介護相当サービス	これまでと同様の介護予防訪問介護（ホームヘルプ）に相当するサービス
------------	-----------------------------------

### 【通所型サービス】

通所介護相当サービス	これまでと同様の介護予防通所介護（デイサービス）に相当するサービス
------------	-----------------------------------

## 介護認定の更新の手続きについて

要支援1・2の皆様の今後の手続きについては、次の方法からお選びいただけます。

- ①現在、サービスは何も使っていないので、更新はしないで、必要になったときに申請する。
- ②ホームヘルプとデイサービスのみを利用して、現在と同様のサービスの利用を希望する。

**介護認定の更新申請をする  
または**

**基本チェックリストを受ける**

※基本チェックリストは、訪問調査と主治医の意見書が必要ないため、結果が早く出ます。

- ③ホームヘルプとデイサービス以外のサービス（福祉用具貸与等）も利用していて、継続利用を希望する。

**介護認定の更新申請をする**

地域包括支援センターまたは  
長寿はつらつ課に相談

認定申請

基本チェックリスト

要支援1・2

事業対象者

一般介護予防事業

介護予防サービス

介護予防・生活支援  
サービス事業

※事業対象者になったあとでも、介護認定の申請をすることができます。

※事業対象者は、障害者控除の対象になりません。（障害者手帳をお持ちの方は除く。）

## お問合せは担当の地域包括支援センターまたは長寿はつらつ課へ

事業所名	担当地区	住所	電話番号
内間木苑	朝志ヶ丘、北原、西原、宮戸、大字宮戸、浜崎、大字浜崎、田島、上内間木、下内間木	朝霞市上内間木 498-4	048-458-2022
つつじの郷	東弁財、西弁財、三原、泉水、膝折町（3丁目2~7、4丁目12~13、15~22）、大字溝沼、大字浜崎	朝霞市西弁財 1-10-21 グリーン朝霞台 103号室	048-472-1574
モーニングパーク	本町、溝沼、大字溝沼	朝霞市溝沼 3-2-26	0120-247355
ひいらぎの里	岡、大字岡、仲町、根岸台、大字根岸、大字台、大字溝沼	朝霞市岡 3-17-59	048-291-9111
朝光苑	青葉台、栄町、幸町、膝折町（1、2丁目、3丁目1、4丁目1~11、14、5丁目）、大字溝沼	朝霞市青葉台 1-10-32	048-450-0855
朝霞市役所 長寿はつらつ課	全域	朝霞市本町 1-1-1	048-463-1951

## 4 訪問型サービス（第1号訪問事業）

### （1）訪問型サービスの類型

#### ア 現行相当サービス（現行の訪問介護相当のサービス） 「訪問介護相当サービス」

- ・現行の介護予防訪問介護の基準及び報酬と同様であり、既存の訪問介護事業者がサービスを提供します。

#### イ サービスA（緩和した基準によるサービス） 「訪問型サービスA」

- ・介護職員初任者研修や介護職員実務者研修を受けていない者でも市の実施する研修を修了することで、生活援助のみ（身体介護を除く）を行えるようにするサービスとします。
- ・援助の具体的内容は「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（厚生省平成12年老計第10号通知）における生活援助となります。
- ・市の実施する研修を修了した者にサービスAの指定を受けた事業者を紹介する予定。新座市、志木市で実施する研修の受講を可能とします。平成29年3月末に第1回を志木市で実施します。
- ・研修内容は介護職員初任者研修のうち、生活援助に係るものの他、基本事項を抜粋し実施します。詳細については広報あさか3月号に掲載していきます。



		(2) 平成29年4月以降の訪問型サービスの基準		
		予防給付	介護予防・生活支援サービス事業	
		介護予防訪問介護	訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
サービス内容		訪問介護員による身体介護、生活援助		生活援助のみ
サービスの対象		要支援1又は2	<ul style="list-style-type: none"> <li>既にサービスを利用しているケースで、サービスの継続利用が必要とケアマネジメントで認められるケース</li> <li>訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース</li> <li>身体介護のサービス利用が必要なケース</li> </ul>	左記に該当しないケースで、かつ、市が定める研修受講者がサービスを提供した場合。
サービス提供者		訪問介護事業者 (埼玉県が指定)	訪問介護事業者 (朝霞市が指定)	訪問介護事業者等 (朝霞市が指定)
サービスの基準		現行	現行と同様	人員等を緩和した基準
管理者		常勤・専従1以上(支障がない場合は兼務可)		専従1以上(支障がない場合、兼務可)
従事者	資格	①介護福祉士 ②介護職員初任者研修等修了者		①市が定める研修修了者 ②旧3級課程修了者
単価		10.7円(5級地)		
加算		現行	現行と同様	処遇改善加算を除き、現行と同様
利用者負担		1割又は2割		
サービス種類コード		61	A1又はA2	A3
設備		現行	現行と同様	
法令遵守事項		現行	清潔の保持・健康状態の管理、秘密保持、事故発生時の対応、廃止・休止の届出と便宜の提供	
※訪問型サービスA 人員、設備、運営等の基準の詳細については後記のとおり				

### (3) 訪問型サービスの報酬

#### ア 訪問介護相当サービス

◆基本報酬			
サービス種類 コード	区分	詳細	単位数
A1 A2	訪問介護相当サービス (包括払い)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1,168
		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	2,335
		事業対象者・要支援2 (週2回程度超)	3,704

※サービスコード詳細は「朝霞市サービスコード表」を参照。

注1 利用者に対して、指定訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、指定訪問介護相当サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 介護職員初任者研修課程修了者(介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者又は看護師等の資格を有する者を除く。)であるサービス提供責任者を配置している指定訪問介護相当サービス事業所において、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

注3 指定訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅若しくは指定訪問介護相当サービス事業所)と同一建物に居住する利用者又は指定訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 特別地域加算地域に所在する指定訪問介護相当サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護相当サービスを行った場合は、特別地域加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 中山間地域等に所在し、かつ、小規模事業所に適合する指定介護予防訪問介護相当サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 指定訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(旧指定介護予防サービス基準第26条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問介護相当サービス費は、算定しない。

注8 利用者が一の指定訪問介護相当サービス事業所において指定訪問介護相当サービスを受けている間は、当該指定訪問介護相当サービス事業所以外の指定訪問介護相当サービス事業所が指定訪問介護相当サービスを行った場合に、訪問介護相当サービスは、算定しない。

◆加算（現行の介護予防訪問介護と同様）

初回加算200単位（1月につき）

生活機能向上連携加算100単位（1月につき）

介護職員処遇改善加算

- （1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）所定単位×137／1000
- （2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）所定単位×100／1000
- （3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）所定単位×55／1000
- （4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（3）の90／100
- （5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（3）の80／100

## イ 訪問型サービスA

◆基本報酬			
サービス種類 コード	区分	詳細	単位数
A3	訪問型サービスA (包括払い)	事業対象者・要支援1・要支援2 週1回程度(20分以上45分未満)	715
		事業対象者・要支援1・要支援2 週1回程度(45分以上)	879
		事業対象者・要支援1・要支援2 週2回程度(20分以上45分未満)	1,430
		事業対象者・要支援1・要支援2 週2回程度(45分以上)	1,758

※サービスコード詳細は「朝霞市サービスコード表」を参照。

注1 利用者に対して、指定訪問型サービスA事業所の訪問介護員等が、指定訪問型サービスAを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 指定訪問型サービスA事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅若しくは指定訪問型サービスA事業所)と同一建物に居住する利用者又は指定訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問型サービスAを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注3 特別地域加算地域に所在する指定訪問型サービスA事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問型サービスAを行った場合は、特別地域介護予防訪問介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注4 中山間地域等に所在し、かつ、小規模事業所に適合する指定訪問型サービスA事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問型サービスAを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 指定訪問型サービスA事業所の訪問介護員等が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(旧指定介護予防サービス基準第26条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定訪問型サービスAを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービスA費は、算定しない。

注7 利用者が一の指定訪問型サービスA事業所において指定訪問型サービスAを受けている間は、当該指定訪問型サービスA事業所以外の指定訪問型サービスA事業所が指定訪問型サービスAを行った場合に、訪問型サービスAは、算定しない。

◆加算

介護予防 訪問介護	訪問型 サービスA	加算名
○	○	初回加算
○	○	生活機能向上連携加算
○	×	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
○	×	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
○	×	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
○	×	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)
○	×	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)

## 5 通所型サービス

### (1) 通所型サービス（第1号通所事業）

#### ア 現行相当サービス（現行の通所介護相当のサービス） 「通所介護相当サービス」

- ・ 現行の介護予防通所介護の基準と同様であり、既存の通所介護事業者がサービスを提供します。  
報酬については、「要支援2の週1回程度」の利用区分を追加しました。

#### イ サービスA（緩和した基準によるサービス） 「通所型サービスA」

- ・ 看護職員の配置を不要とした通所型サービス。
- ・ 報酬には「送迎」「入浴」が含まれており、介護予防通所介護と同様のこれまでどおりの運用となります。

		(2) 平成29年4月以降の通所型サービスの基準		
		予防給付	介護予防・生活支援サービス事業	
		介護予防通所介護	通所介護相当サービス	通所型サービスA
サービス内容		介護予防通所介護と同様のサービス		
サービスの対象		要支援1又は2	<ul style="list-style-type: none"> <li>既にサービスを利用しているケースで、サービスの継続利用が必要とケアマネジメントで認められるケース</li> <li>通所により専門職の指導を受けながら集中的に生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース</li> </ul>	左記に該当しないケース
サービス提供者		通所介護事業者 (埼玉県が指定)	通所介護事業者 (朝霞市が指定)	通所介護事業者等 (朝霞市が指定)
サービスの基準		現行	現行と同様	人員等を緩和した基準
管理者		常勤・専従1以上(支障がない場合は兼務可)		専従1以上(支障がない場合、兼務可)
従事者	資格	生活相談員 看護職員 機能訓練指導員 介護職員		生活相談員 機能訓練指導員 介護職員
単価		10.45円(5級地)		
加算		現行	現行と同様	処遇改善加算を除き、現行と同様
利用者負担		1割又は2割		
サービス種類コード		65	A6	A7
設備		現行	現行と同様	
法令遵守事項		現行	清潔の保持・健康状態の管理、秘密保持、事故発生時の対応、廃止・休止の届出と便宜の提供	
※通所型サービスA 人員、設備、運営等の基準の詳細については後記のとおり				

### (3) 通所型サービスの報酬

#### ア 通所介護相当サービス

##### ◆基本報酬

サービス種類コード	区分	詳細	単位数
A6	通所介護相当サービス (包括払い)	事業対象者・要支援1	1647
		事業対象者・要支援2(週1回程度)※	1688
		事業対象者・要支援2 (週1回程度を超える利用が必要)	3377
※新設された報酬区分			
※サービスコード詳細は「朝霞市サービスコード表を参照」			

注1 利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を加算する。

注4 若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は所定単位数に1月につき240単位を加算する。

注5 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所介護相当サービス費は算定しない。

注6 利用者が一の事業所において通所介護相当サービスを受けている間は、当該事業所以外の事業所が通所型サービスを行った場合に、通所介護相当サービス費は、算定しない。

注7 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護相当サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。ただし、傷病により一時的送迎が必要であると認められ利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者対して行った場合は、この限りでない。

(1) 通所介護相当サービス費Ⅰ 376単位

(2) 通所介護相当サービス費Ⅱ 376単位

(3) 通所介護相当サービス費Ⅲ 752単位

##### ◆加算(現行の介護予防通所介護と同様)

ア 生活機能向上グループ活動加算100単位(1月につき)

イ 運動器機能向上加算225単位(1月につき)

ウ 栄養改善加算150単位(1月につき)

エ 口腔機能向上加算150単位(1月につき)

オ 選択的サービス複数実施加算

(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)

①運動機能向上及び栄養改善480単位(1月につき)

②運動器機能向上及び口腔機能向上480単位(1月につき)



- ③栄養改善及び口腔機能向上480単位(1月につき)
- (2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)
  - ①運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上700単位(1月につき)
- カ 事業所評価加算120単位(1月につき)
- キ サービス提供体制強化加算
  - (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ
    - ①事業対象者(通所介護相当サービス費Ⅰ又はⅡ)・要支援1 72単位(1月につき)
    - ②事業対象者(通所介護相当サービス費Ⅲ)・要支援2 144単位(1月につき)
  - (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ
    - ①事業対象者(通所介護相当サービス費Ⅰ又はⅡ)・要支援1 48単位(1月につき)
    - ②事業対象者(通所介護相当サービス費Ⅲ)・要支援 296単位(1月につき)
  - (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
    - ①事業対象者(通所介護相当サービス費Ⅰ又はⅡ)・要支援1 24単位(1月につき)
    - ②事業対象者(通所介護相当サービス費Ⅲ)・要支援2 48単位(1月につき)
- ク 介護職員処遇改善加算
  - (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位×59/1000
  - (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位×43/1000
  - (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位×23/1000
  - (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)の90/100
  - (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)の80/100

注1 クについて、所定単位はアからキまでによる算定した単位数の合計とする。

注2 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

## イ 通所型サービスA

### ◆基本報酬

サービス種類コード	区分	詳細	単位数
A7	通所型サービスA (包括払い)	事業対象者・要支援1	1373
		事業対象者・要支援2(週1回程度)	1401
		事業対象者・要支援2 (週1回程度を超える利用が必要)	2803

※サービスコード詳細は「朝霞市サービスコード表を参照」

注1 利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 従事者の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を加算する。

注4 若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は所定単位数に1月につき240単位を加算する。

注5 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスA費は算定しない。

注6 利用者が一の事業所において通所型サービスAを受けている間は、当該事業所以外の事業所が通所型サービスを行った場合に、通所型サービスA費は、算定しない。

注7 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。ただし、傷病により一時的送迎が必要であると認められ利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者対して行った場合は、この限りでない。

- (1) 通所型サービスA費Ⅰ 376単位
- (2) 通所型サービスA費Ⅱ 376単位
- (3) 通所型サービスA費Ⅲ 752単位

## ◆加算

介護予防 通所介護	通所型 サービスA	加算名
○	○	若年性認知症利用者受入加算
○	○	同一建物間における送迎の減算
○	○	生活機能向上グループ活動加算
○	○	運動器機能向上加算
○	○	栄養改善加算
○	○	口腔機能向上加算
○	○	(1) 選択的サービス数実施加算(Ⅰ)
○	○	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)
○	○	事業所評価加算
○	○	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
○	○	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
○	○	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
○	×	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
○	×	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
○	×	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
○	×	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)
○	×	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)

## 6 現行相当サービス及びサービスA その他留意事項

### ア 総合事業の指定事業所によるサービス（訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、通所介護相当サービス、通所型サービスA）と予防給付によるサービスの併用

現行の介護保険の併用の考え方に準じてください。訪問型サービス及び訪問型サービスAは現在の「介護予防訪問介護」と置き換え、通所型サービス及び通所型サービスAは「介護予防通所介護」と置き換えてください。

### イ 総合事業の指定事業所によるサービス（訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、通所介護相当サービス、通所型サービスA）の併用

現行の介護保険の考え方に準じ、現行相当サービス及びサービスAとも月額報酬制を採用しているため、複数事業所によるサービス提供はできません。また、訪問型サービスと訪問型サービスAなど同種のサービスは併用できません。

### ウ 現行相当サービス・サービスAの日割りについて

訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、通所介護相当サービス、通所型サービスAにおける請求については、月途中で利用開始の契約を締結した場合、包括報酬ではなく契約日を起算日としての日割りとなります。  
※サービス事業所と利用者の同意がある場合はサービス利用開始日を起算日とすることも可能です。

#### ※具体的な例

- ・要支援者、事業対象者が、現行相当サービス及びサービスAを月途中で契約、同月利用開始となった場合。

例1:11/25 契約、11/27 利用開始→日割り対象11月分は【日割×6回】となる。

例2:11/25 契約、12/4 利用開始→日割り対象外12月分を包括報酬。

- ・要支援者、事業対象者が現行相当サービス及びサービスAを月途中で解約した場合。

例3:12/12 最終利用、15に本人の申し出により契約解除

→日割り対象12月分は【日割×15回】となる。

※その他日割り要件については「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)(平成28年3月31日事務連絡)」月額包括報酬の日割り請求にかかる適用についてをご覧ください。

## 7 事業者の指定について

### (1) 現行相当サービスの指定

介護予防訪問（通所）介護の指定を受けていた事業所は現行相当サービスの指定を受けたものとみなす経過措置（みなし指定）がありますが、介護予防訪問（通所）介護の指定時期によってみなしを受けられない場合があります。

**ア：平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業者（以下、みなし事業所）**

平成27年4月1日に現行相当サービスの指定を受けたものとみなされています。指定の有効期間は、平成30年3月31日までとなります。

※みなし指定は、全市町村に効力が及びます。

※みなし指定を辞退する場合は長寿はつらつ課まで申し出てください。

**イ：平成27年4月1日から平成29年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者**

平成27年4月以降に指定を受けた事業者については、みなし指定の対象になりません。

平成29年4月1日にそれぞれ訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスの指定を行います。

**ウ：平成29年4月1日からの訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスの指定を受ける事業者**

平成29年4月1日にそれぞれ訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスの指定を行います。

### (2) サービスAの指定

サービスAは指定を希望する全ての事業所が指定及び届出を朝霞市長寿はつらつ課へ提出する必要があります。

## 8 事業所による指定手続き

### (1) 訪問介護相当サービスの指定手続き

#### 【市内事業所】

みなし事業所 20 ページ記載 アの場合  
申請及び届出は不要です。

※平成30年4月1日以降も現行相当サービスの実施を希望する場合は、別途更新申請が必要  
です。

20 ページ記載 イの場合  
申請及び届出が必要です。

20 ページ記載 ウの場合  
申請及び届出が必要です。

#### 【市外事業所】

みなし事業所 20 ページ記載 アの場合  
申請及び届出は不要です。

20 ページ記載 イの場合  
申請及び届出が必要です。

20 ページ記載 ウの場合  
申請及び届出が必要です。

## (2) 通所介護相当サービスの指定手続き

### 【市内事業所】

**みなし事業所 20 ページ記載 アの場合**  
申請は不要ですが、届出は必要です。

※平成30年4月1日以降も現行相当サービスの実施を希望する場合は、別途更新申請が必要  
です。

※朝霞市では介護予防通所介護の報酬区分に「要支援2の週1回程度」の区分を追加  
しました。そのため、サービスコードも多くの市町村が設定している「A5」  
ではなく「A6」を使用することになり、届出も必要となります。

※「事業費算定に係る体制等に関する届け出（従来の介護給付費算定に係る体制等  
に関する届け出にあたるもの。）」を朝霞市長寿はつらつ課まで提出してください。

**20 ページ記載 イの場合**  
申請及び届出が必要です。

**20 ページ記載 ウの場合**  
申請及び届出が必要です。

### 【市外事業所】

**みなし事業所 20 ページ記載 アの場合**  
申請は不要ですが、届出は必要です。

※平成30年4月1日以降も現行相当サービスの実施を希望する場合は、別途更新申請が  
必要です。

※「事業費算定に係る体制等に関する届け出（従来の介護給付費算定に係る体制等  
に関する届け出にあたるもの。）」を朝霞市長寿はつらつ課まで提出してください。

**20 ページ記載 イの場合**  
申請及び届出が必要です。

**20 ページ記載 ウの場合**  
申請及び届出が必要です。

## 指定申請・届け出の要否まとめ

## 【訪問介護相当サービス】

	朝霞市内事業者	市外事業者
	申請・届出	申請・届出
平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた事業者(みなし事業所) (アの場合)	不要	不要
平成27年4月1日から平成29年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業者(イの場合)	申請	申請
平成29年4月1日からの訪問介護相当サービスの指定を受ける事業者(ウの場合)	申請	申請

## 【通所介護相当サービス】

	朝霞市内事業者	市外事業者
	申請・届出	申請・届出
平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた事業者(みなし事業所) (アの場合)	届出	届出
平成27年4月1日から平成29年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けた事業者(イの場合)	申請	申請
平成29年4月1日からの通所介護相当サービスの指定を受ける事業者(ウの場合)	申請	申請



### (3) 訪問型（通所型）サービスAの指定手続き

指定を希望する全ての事業所が市内外に係らず指定及び届出を朝霞市長寿はつらつ課へ提出する必要があります

#### 【訪問型サービスA】

	朝霞市内事業者	市外事業者
	申請・届出	申請・届出
指定を希望する全ての事業者	申請	申請

#### 【通所型サービスA】

	朝霞市内事業者	市外事業者
	申請・届出	申請・届出
指定を希望する全ての事業者	申請	申請

### (4) 指定申請及び届出の書式

朝霞市ホームページにて公表しております。

### (5) 指定申請・届出の提出方法及び期限

提出期限は原則算定開始の前月の1日とします。  
窓口に直接又は郵送で提出してください。

※窓口に直接提出する場合の事前予約は不要です。

※平成29年4月1日からサービス提供を開始する場合は、平成29年3月6日（月曜日）までに必要書類を提出してください。

## 9 給付と一体的に実施する場合における給付の基準緩和

総合事業を実施するに当たっては、引き続き介護サービス事業者が、要支援者等と要介護者とを一体的にサービスを提供することも想定されることから、要介護者等に対する介護給付の基準について、要支援者等に対する総合事業を同一の事業所において一体的に実施する場合には、基準緩和策を設けています。

従業者の専従義務について、総合事業を実施する場合に緩和しているため、訪問介護相当サービス又通所介護相当サービスの人員及び設備基準を満たすことをもって、給付の基準を満たします。

通所型サービスAと一体的に実施する場合はプログラム等を分けるなど、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、要支援者等については総合事業の基準による人員配置等が可能となります。

		①訪問型サービス(現行相当サービスと訪問型サービスA)と訪問介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準	
		訪問介護相当サービスと一体的に実施	訪問型サービスAと一体的に実施
一体的に行う場合の訪問介護の基準	人員	<p>・<b>管理者</b> 常勤・専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>・<b>訪問介護員等</b> 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>・<b>サービス提供責任者</b> 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※ 一部非常勤職員も可能。</p> <p>【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者3人以上</p>	<p>・<b>管理者</b> 常勤・専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>・<b>訪問介護員等</b> 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>・<b>サービス提供責任者</b> 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※ 一部非常勤職員も可能。</p> <p>【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者1人以上+必要数</p>
	設備	<p>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品</p>	
	運営	<p>・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・衛生管理等、秘密保持等、事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供等</p>	

(参考)

		訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
一体的に行う場合の訪問型サービスの基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>管理者</b> 常勤・専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> <li>・<b>訪問介護員等</b> 常勤換算2.5以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>・<b>サービス提供責任者</b> 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※ 一部非常勤職員も可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>管理者</b> 専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> <li>・<b>従事者必要数</b> 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は市が定める研修受講者】</li> <li>・<b>訪問事業責任者</b> 1以上 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者又は市が定める研修受講者】</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>	
	運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明、同意</li> <li>・衛生管理等、秘密保持等、事故発生時の対応</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供等</li> </ul>	

②通所型サービス(現行相当サービスと通所型サービスA)と通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準

		通所介護相当サービスと一体的に実施	通所型サービスAと一体的に実施
一体的に行う場合の通所介護の基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>管理者</b> ※ 常勤・専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> <li>・<b>生活相談員</b> 専従1以上・<b>看護職員</b> 専従1以上</li> <li>・<b>介護職員</b> ~15人 専従1以上 16人~ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</li> <li>・<b>機能訓練指導員</b> 1以上</li> </ul> <p>【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 一介護職員4人以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>管理者</b> ※ 常勤・専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> <li>・<b>生活相談員</b> 専従1以上・<b>看護職員</b> 専従1以上</li> <li>・<b>介護職員</b> ~15人 専従1以上 16人~ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</li> <li>・<b>機能訓練指導員</b> 1以上</li> </ul> <p>【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 一介護職員2人以上+従事者1人以上</p>
	設備	<p>○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・静養室・相談室・事務室</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> </ul>	
	運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明・同意・提供拒否の禁止</li> <li>・衛生管理等・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供等</li> </ul>	
	備考	<p>○必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容は区分するなど、要介護者の処遇に影響がないよう配慮。</p>	

(参考)

		通所介護相当サービス	通所型サービスA
一体的に行う場合の通所型サービスの基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者 ※ 常勤・専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> <li>・生活相談員専従 1以上・看護職員専従 1以上</li> <li>・介護職員 ~15人専従1以上 16人～利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1人以上は常勤)</li> <li>・機能訓練指導員 1以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者 ※ 専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> <li>・生活相談員専従 1以上【通所介護と兼務可能】</li> <li>・介護職員 ~15人専従1以上 16人～利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1人以上は常勤)</li> <li>・機能訓練指導員 1以上</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす</li> <li>・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・静養室・相談室・事務室・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす</li> <li>・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>
	運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成・運営規程等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止・従事者の清潔の保持・健康状態の管理・秘密保持等</li> <li>・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供等 (現行の基準と同様)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・従事者又は従事者であった者の秘密保持</li> <li>・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供</li> </ul>

## 10 定款・運営規定及び契約事務について

### ①定款

事業の目的として定款へ位置付ける場合の事業名について

介護保険法で使用されている用語にて記載してもらうことが適当です。

【例】「介護保険法に基づく第一号事業」

※ 定款変更について、所轄官庁の許認可が必要な場合は、所轄官庁へその変更についてご相談ください。

### ②運営規定や契約書等の文言修正について

運営規程や契約書については、提供するサービスが変わるため、変更の必要があると考えます。事業名称については、具体的な事業の内容が分かる名称を使用することが適切と考えます。

以下のように具体的な事業名が記載されるのが適当と考えます。

「介護予防訪問介護」

→「第一号訪問事業（訪問介護相当サービス）」

「介護予防通所介護」

→「第一号通所事業（通所介護相当サービス）」

※運営規程は介護とは別々に作成しても、一体的に作成しても差し支えありません。

※介護予防訪問（通所）介護を利用している利用者が、訪問（通所）介護相当サービスを利用する事になった場合、契約書は改めて取り交わす必要があります。しかしながら、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について、誤解が生じないようであれば、覚書等を取り交わすといった対応でも差し支えないと考えます。

※従来の運営基準と同じく、サービスの提供の開始に際しては、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を文書により得る必要があります。

### ③再契約及び再同意について

総合事業の指定事業者(みなし指定等)によるサービスを利用する場合)  
 現在の予防給付等と同様に、指定事業者は、利用者に対して重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていただいた上で、サービス提供が開始されます。

利用者	契約書	重要事項説明書
既利用者(要支援者) ※1	再契約	(再)同意
新規(要支援者・事業対象者)	新規契約	同意

※1 既利用者(要支援者)とは、平成28年度より予防給付(例：訪問介護)を利用して、要支援認定更新後に総合事業(例：訪問介護相当サービス)を利用する場合をいう。

### ④運営規定及び定款文言修正による変更届について

定款や運営規程の変更が必要となっておりますが、今回の変更について、届出の必要はありません。